

(証券コード:8698)

平成19年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社
代表取締役 松 本 大
社 長

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年6月22日(金)17時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付ください。

[インターネットによる議決権の行使]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権の行使に際しましては、54ページ～55ページの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月23日(土) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号
日本青年館大ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第3期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第3期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役6名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 補欠の監査役1名選任の件

議案の内容は、後記の株主総会参考書類（46ページ～53ページ）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.monexbeans.net/>）において、周知させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、個人消費は伸び悩むものの、好調な企業業績を背景に、雇用関係にも改善がみられました。また、国内株式市場は、期首に17,000円台で始まった日経平均株価が平成18年6月には15,000円を下回る水準まで下落しました。その後、好調な企業業績を背景として徐々に上昇し、平成19年3月に調整局面を迎えましたが、期末には17,000円台を回復しました。

東京、大阪、名古屋およびジャスダックの4証券取引所における一営業日平均の個人売買代金は、平成18年4月に1兆6千億円超を記録しました。6月から12月までは1兆円程度で推移しましたが、平成19年1月および2月は1兆円を大きく上回りました。

このような環境の下、当社グループは主力である株式委託業務に加え、投資信託や債券の販売、新規公開株の引受業務などに注力しました。当連結会計年度末におけるマネックス証券の口座数は750,364口座（前期末比118,816口座増）となりました。また、預り資産は2兆1,276億円（同1,211億円減）となりました。

(受入手数料)

① 委託手数料

株式の売買代金が減少した影響を受け、委託手数料は20,610百万円（前期比24.5%減）となりました。

② 引受・売出手数料

主幹事1社を含む87社の新規公開株式の引受を行いました。引受・売出手数料は438百万円（同45.6%減）となりました。

③ 募集・売出しの取扱手数料

BRICs諸国の株式を投資対象とした投資信託の販売が好調に推移し、プライベート・エクイティ・ファンドを組み入れた外国投資信託も販売しました。この結果、募集・売出しの取扱手数料は913百万円（同19.9%増）となりました。

④ その他の受入手数料

投資信託の預り残高が前期末比で大きく増加し、投資信託の代行手数料は888百万円（同144.9%増）となりました。一方、外国為替保証金取引の手数料は1,834百万円（同17.9%減）に留まりました。この結果、その他の受入手数料は3,412百万円（同3.7%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の受入手数料は25,376百万円（同21.1%減）となりました。

内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
委 託 手 数 料	20,404	0	135	70	20,610
引受・売出手数料	438	—	—	—	438
募集・売出しの取扱手数料	23	18	871	—	913
その他の受入手数料	387	0	916	2,108	3,412
計	21,254	18	1,923	2,178	25,376

（トレーディング損益）

当連結会計年度のトレーディング損益は121百万円（同44.9%増）となりました。主な収益は外貨建債券、外国投資信託の販売に伴う為替損益でありました。

（金融収益）

当連結会計年度末の信用取引残高は、売建と買建の合計で1,834億円となりました。信用取引収益6,034百万円（同1.7%増）を含む金融収益は7,439

百万円（同10.3%増）となりました。金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は5,294百万円（同0.7%減）となりました。

以上の結果、営業収益は33,244百万円（同15.2%減）、営業収益から金融費用を控除した純営業収益は31,099百万円（同17.8%減）となりました。

(販売費及び一般管理費)

株式の売買代金が減少したことに伴い、支払手数料・取引所協会費は1,723百万円（同13.5%減）となりました。一方、積極的にマーケティング活動を行い、広告宣伝費は2,081百万円（同71.0%増）と大きく増加しております。この結果、販売費及び一般管理費の合計は14,540百万円（同15.1%増）となりました。

以上の結果、営業利益は16,559百万円（同34.2%減）、経常利益は16,688百万円（同33.1%減）となりました。

(その他)

特別損失377百万円（同72.9%減）の主な内訳は、証券取引責任準備金繰入372百万円（同49.9%減）でありました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は16,350百万円（同31.0%減）、当期純利益は9,534百万円（同30.0%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の、設備投資額は761百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

信用取引に伴う資金の一部は、証券金融会社から信用取引借入金として54,994百万円調達しております。その他、主に信用取引の自己融資資金として、シンジケートローン26,000百万円をはじめとした銀行借入などにより72,250百万円の借入を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社はマネックス証券株式会社を中核的な子会社とする持株会社です。同社は平成17年5月にマネックス証券株式会社と日興ビーンズ証券株式会社との合併により、これまで以上に幅広い商品・サービスをお客様に提供できる証券会社となりました。当社グループとしては、次に掲げる「顧客主義」と「資本市場の民主化」という経営理念を基に、従来の証券会社の概念にとらわれない、個人が必要とする生活に密着した総合金融サービスの提供を目指して参ります。

① 顧客主義

お客様の声をしっかりと受け止めることを顧客主義の出発点とし、企業の一方的押し付けでない、お客様から本当に必要とされているサービスを自分たちの手で作っていくのが当社の理念です。双方向、大容量、低コストという特長を有するインターネットを活用し、お客様の意見、要望を吸収し、利用しやすい料金でのサービスに反映していくことを日常業務において心がけています。また、個人金融資産の管理・運用サービスにおいては、その利用コストを下げるのがお客様にとって最大のメリットであり、最も重要なサービスだと考えています。

② 資本市場の民主化

資本市場を民主化することは、真の金融サービスを個人が手に入れることであり、1,500兆円にも達する個人金融資産を活性化させ、当社グループの顧客増大にもつながっていくものと考えています。企業による適切な情報開示や誰にでも参加しやすい資本市場という社会インフラの整備に加え、投資家、即ちお客様がこれらを利用する方法を身に付けていること（投資リテラシーの向上）が資本市場の民主化には不可欠と考えます。

当社は資本市場という社会インフラを利用する事業者として、資本市場の整備といった観点からは情報開示や個人投資家の市場参加の間口を広げる施策を率先して行い、また、投資リテラシー向上の観点からは多数の勉強会・セミナーを主催するなど、資本市場の民主化の一助とならんとする姿勢で臨んでおります。

さらに、これらの経営理念を実現するために情報開示においては、自ら「ディスクロージャーポリシー」を制定、開示するとともに、それに準拠した適時開示を行うことで、できる限り恣意性を排除し、当社グループのあるがままの姿を公開しています。情報開示に際しては機関投資家と個人投資家の間において、情報の内容および開示時期について格差が生じないように留意しています。こうした姿勢は投資家のみならず、お客様に安心して取引していただくための顧客主義の根幹とも考えています。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第1期 (平成16年4月1日 ～平成17年3月31日)	第2期 (平成17年4月1日 ～平成18年3月31日)	第3期 (平成18年4月1日 ～平成19年3月31日)
営業収益	21,716百万円	39,223百万円	33,244百万円
純営業収益	20,690百万円	37,811百万円	31,099百万円
経常利益	9,180百万円	24,938百万円	16,688百万円
当期純利益	7,079百万円	13,617百万円	9,534百万円
1株当たり当期純利益	3,001円49銭	5,677円31銭	4,066円46銭
総資産	232,091百万円	430,299百万円	379,988百万円
純資産	29,811百万円	41,588百万円	47,562百万円

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均の発行済株式数により算出しておりません。
2. 第3期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
マネックス証券株式会社	7,425百万円	100.0%	証券業
マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社	95百万円	55.0%	有価証券等の投資事業を行う企業の株式保有、投資顧問業務
株式会社マネックス・ユニバーシティ	40百万円	70.0%	投資教育業務、書籍・印刷物の企画制作および出版ならびに販売
マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社	350百万円	100.0%	有価証券等の投資事業、匿名組合持分の募集および管理

③ その他

株式会社日興コーディアルグループは、当社を関連会社としております。

(7) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループにおいて、オンライン証券であるマネックス証券株式会社が、主としてインターネット取引を行う国内のお客様からの株式注文を受付けるとともに、それらのお客様に対して金融の総合サービスを提供しております。

(8) 主要な営業所 (平成19年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
当 社	本 社	東京都千代田区
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
	日 本 橋 営 業 所	東京都中央区
	銀 座 営 業 所	東京都中央区
マ ネ ッ ク ス ・ オ ル タ ナ テ ィ ブ ・ イ ン ベ ス ト メ ン ツ 株 式 会 社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
株 式 会 社 マ ネ ッ ク ス ・ ユ ニ バ ー シ テ ィ (子 会 社)	本 社	東京都千代田区
マ ネ ッ ク ス ・ ビ ジ ネ ス ・ イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 株 式 会 社 (子 会 社)	本 社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況 (平成19年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
145名	27名増加

- (注) 1. 上記のほか派遣社員96名が勤務しております。
2. 従業員数は就業人員数により記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (平成19年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
シンジケートローン	26,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,000
株式会社りそな銀行	7,500
中央三井信託銀行株式会社	7,500
株式会社みずほコーポレート銀行	5,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,500
株式会社静岡銀行	2,500
株式会社八十二銀行	2,500

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行2,700百万円他、計35社による協調融資となっております。
2. 信用取引借入金としての証券金融会社からの借入は、合計で54,994百万円となっております。

2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,344,687.46株 |
| (3) 株 主 数 | 49,582名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
株式会社日興コーディアルグループ	616	26.2
松 本 大	260	11.1
ユービーエスエージーロンドンアカウントアイビービー セグリゲイテッドクライアントアカウント	200	8.5
ソ ニ ー 株 式 会 社	117	5.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	72	3.0
み ず ほ 証 券 株 式 会 社	71	3.0
D B J 事 業 価 値 創 造 投 資 事 業 組 合	68	2.9
株 式 会 社 リ ク ル ー ト	57	2.4
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	56	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	47	2.0

- (注) 1. 持株数、出資比率は表示未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 出資比率は、自己株式（1.36株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	松 本 大	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー マネックス証券株式会社 代表取締役社長 WR Hambrecht & Co Japan株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	工 藤 恭 子	マネックス証券株式会社 取締役
代表取締役常務	中 村 友 茂	マネックス証券株式会社 取締役
取 締 役	河 相 董	マネックス証券株式会社 取締役
取 締 役	中 島 努	マネックス証券株式会社 取締役
取 締 役	橋 谷 義 典	ソニー株式会社 ブランドマネジメント部 統括部長
取 締 役	川 本 裕 子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授
取 締 役	榎 原 純	株式会社ネオテニー 取締役会長
常 勤 監 査 役	田 名 網 尚	
監 査 役	森 山 武 彦	マネックス証券株式会社 常勤監査役
監 査 役	佐々木 雅 一	佐々木公認会計士事務所 公認会計士
監 査 役	小 澤 徹 夫	東京富士法律事務所パートナー 弁護士

- (注) 1. 取締役の橋谷義典、川本裕子、榎原 純の3氏は、社外取締役にあります。
 2. 監査役の田名網尚、小澤徹夫の2氏は、社外監査役にあります。
 3. 監査役の田名網尚氏は、生命保険会社において14年間にわたり財務に関する業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役の森山武彦氏は、海運会社および証券会社において20年以上にわたり一貫して経理業務に従事しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役の佐々木雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役の小澤徹夫氏は、弁護士の資格を有し、企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理等の実務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 橋谷義典

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ソニー株式会社 ブランドマネジメント部統括部長

(ソニー株式会社は、当社の株式の5.0%を保有する株主であります。)

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

ソニー企業株式会社 社外取締役

株式会社レアソン 社外取締役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

② 取締役 川本裕子

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社大阪証券取引所 社外取締役

株式会社りそなホールディングス 社外取締役

株式会社ミレアホールディングス 社外監査役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当社取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会11回のうち9回に出席し、主に経営コンサルタントや金融についての研究活動等の幅広い経験を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

③ 取締役 榎原 純

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社ネオテニー 取締役会長

(株式会社ネオテニーと当社間に特段の関係はありません。)

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社グローバルダイニング 社外取締役

RHJ International 社外取締役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当社取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、主に金融に関する高度の専門性を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

(iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

④ 監査役 田名網尚

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況

マネックス証券株式会社 社外監査役

株式会社マネックス・ユニバーシティ 社外監査役

(iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回および監査役会17回のすべてに出席し、取締役会においては、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、また監

査役会においては常勤監査役として、毎回積極的な発言を行っております。

- (iv) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑤ 監査役 小澤徹夫

- (i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。

- (ii) 他の会社の社外役員の兼任状況
株式会社ローソン 社外監査役
マネックス証券株式会社 社外監査役

- (iii) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会17回のすべてに出席し、主に弁護士の専門性を生かし、経営に対する客観的・中立的な立場から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、毎回積極的な発言を行っております。

- (iv) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る報酬等の額	16百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には株主総会において解任または不再任の議題を提出します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める各項目に該当した場合には、解任の検討を行い、解任が妥当と判断した場合には、監査役全員の合意により解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、不再任が妥当と判断した場合には、不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年3月23日開催の取締役会におきまして、上記体制（内部統制システム）の構築に関する基本方針を以下のとおり決定しております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役会によるチェック体制

- ・取締役会が内部統制システムの構築に関する基本方針を決定・改廃する。
- ・業務執行取締役は取締役会が決定した基本方針に従い、内部統制システムを構築し、運用の実効性を追求する。
- ・業務執行取締役は、定期的に、内部統制システムの構築と運用の状況について取締役会に報告する。

(ii) 監査役によるチェック体制

- ・業務執行取締役は、定期的に、内部統制システムの構築と運用の状況について監査役に報告する。
- ・監査役は、必要に応じ、内部統制システムの構築と運用の状況について自ら監査する。

(iii) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備

- ・取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役社員が遵守すべき「企業倫理コンプライアンスポリシー」および「企業倫理コンプライアンスマニュアル」を定めている。

(iv) 内部監査部門の設置

- ・取締役による適切な職務執行を確保するため、CEOその他の取締役から独立した部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

(v) 内部通報制度の整備

- ・法令遵守上疑義のある取締役の行為等について、通報受領者（社

外弁護士)に役社員が直接情報提供を行う手段を構築している。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
情報の保存・管理
 - ・取締役の職務の執行にかかる情報については、「セキュリティポリシー」および「文書管理規程」に従い適切に保存および管理を行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各種リスクの管理
 - ・リスク管理の基本方針および体制を「統合リスク管理規程」において定めている。
 - ・リスク分類毎に各責任部門がリスクの管理を行い、各部門におけるリスクの管理状況をリスク管理統括責任者が定期的に取締役会に報告し、取締役会において確認することによりリスクの管理を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
組織関連規程の整備
 - ・役社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「職務権限規程」、「業務分掌規程」および「決裁権限規程」を定めている。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 企業倫理の確立と法令遵守体制の整備
 - ・社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、個々の役社員が遵守すべき「企業倫理コンプライアンスポリシー」および「企業倫理コンプライアンスマニュアル」を定めている。
 - (ii) 内部監査部門の設置
 - ・社員による適切な職務執行を確保するため、CEOその他の取締役から独立した部門として内部監査室を設置し、取締役会に対し直接報告する。

- (iii) 内部通報制度の整備
 - ・法令遵守上疑義のある社員の行為等について、通報受領者（社外弁護士）に役社員が直接情報提供を行う手段を構築している。

- ⑥ 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i) 子会社・関連会社の管理体制の整備
 - ・子会社および関連会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」および「業務分掌規程」を定め、子会社および関連会社の業務の総合的管理・指導にあたる適正な人員配置を行っている。
 - (ii) 子会社・関連会社に対する検査権・監査権の確保
 - ・「関係会社管理規程」において子会社・関連会社の業務に対する検査権、監査役の監査権が定められている。
 - (iii) 共通の各種基本方針の策定
 - ・各子会社においても、当社と同様の各種基本方針を策定するように指導している。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - (i) 監査補助者の選任
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」）を必要とする場合、監査役は監査補助者の選任を業務執行取締役に要請できる。当該要請があった場合、取締役会が予め候補者として認定した社員のうちからCEOが監査補助者となるべきものを選任する。監査補助者に選任された当該社員は、監査補助者として監査役の職務を補助する。
 - (ii) 監査役への報告
 - ・監査補助者は、監査補助者の選任を要請した監査役に対して監査補助業務にかかる報告を行う。

- ⑧ 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査補助者の人事上の独立性
 - ・ 監査補助者による監査補助業務の遂行に影響を及ぼすまたは支障となる可能性がある人事上の措置に関する事項は、監査役会の同意を予め得た上で、取締役会において決定する。
 - (ii) 監査補助業務の指揮命令系統の独立性
 - ・ 監査補助者は、監査役の指示に基づく監査補助業務の遂行にあたっては、取締役または取締役会に対する報告義務を負わず、当該指示をなした監査役に対する報告を行う。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役会および監査役への報告義務
- ・ 役員は、監査役会または監査役に対し、以下の各事項について報告を行う。
 - (i) 当社または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事実
 - (ii) 内部統制システムの体制および運用等に関する重大な欠陥および問題を発見した場合、当該事実
 - (iii) その他監査役会または監査役が報告を求めた事項
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役による監査の実効性を確保するための規程の整備
- ・ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役および監査役会に対する役員等の報告義務その他協力義務を「内部統制規程」において定めている。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 配当の計算基準

当社は配当について、平成19年3月期までは、前事業年度の証券子会社の純利益を基準に計算しております。平成20年3月期以降は、当該事業年度の当社グループの連結純利益を基準といたします。

② 配当性向

平成20年3月期より、連結純利益の50%程度を目標といたします。

③ 中間配当

平成20年3月期より、当該事業年度の中間連結純利益を基準として計算し、その50%を目途に中間配当の実施を予定しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	374,086	流動負債	287,589
現金及び預金	61,662	トレーディング商品	4,155
預託金	94,061	商品有価証券等	189
トレーディング商品	4,377	デリバティブ取引	3,965
商品有価証券等	1,199	約定見返勘定	77
デリバティブ取引	3,177	信用取引負債	69,761
信用取引資産	170,084	信用取引借入金	54,994
信用取引貸付金	168,633	信用取引貸証券受入金	14,766
信用取引借証券担保金	1,451	有価証券担保借入金	52,948
有価証券担保貸付金	12	有価証券貸借取引受入金	52,948
借入有価証券担保金	12	預り金	48,739
募集等払込金	1,022	受入保証金	76,188
短期差入保証金	6,168	短期借入金	29,750
未収収益	2,288	未払法人税等	3,204
繰延税金資産	635	賞与引当金	103
短期貸付金	30,029	役員賞与引当金	189
その他の他	3,839	ポイントサービス引当金	706
貸倒引当金	△ 96	その他	1,765
固定資産	5,902	固定負債	42,627
有形固定資産	156	長期借入金	42,500
建物	129	繰延税金負債	127
器具備品	27	特別法上の準備金	2,209
無形固定資産	840	証券取引責任準備金	2,182
営業権	41	商品取引責任準備金	27
電話加入権	9	負債合計	332,426
ソフトウェア	788	(純資産の部)	
その他	0	株主資本	47,264
投資その他の資産	4,905	資本金	8,800
投資有価証券	4,467	資本剰余金	15,154
長期差入保証金	382	利益剰余金	23,310
その他	142	自己株式	△ 0
貸倒引当金	△ 87	評価・換算差額等	222
資産合計	379,988	その他有価証券評価差額金	223
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		少数株主持分	74
		純資産合計	47,562
		負債純資産合計	379,988

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		33,244
受入手数料	25,376	
トレーディング損益	121	
金融収益	7,439	
その他の営業収益	307	
金融費用		2,145
純営業収益		31,099
販売費及び一般管理費		14,540
営業利益		16,559
営業外収益		238
営業外費用		109
経常利益		16,688
特別利益		40
投資有価証券売却益	40	
特別損失		377
証券取引責任準備金繰入	372	
商品取引責任準備金繰入	4	
税金等調整前当期純利益		16,350
法人税、住民税及び事業税	6,300	
法人税等調整額	519	6,820
少数株主損失		4
当期純利益		9,534

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等				少数株主 持 分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自 己 株 式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
平成18年3月31日 残	8,800	15,154	17,598	△ 0	41,553	34	—	34	30	41,618	
連結会計年度中 の 変 動 額											
剰余金の配当(注)	—	—	△ 3,517	—	△ 3,517	—	—	—	—	△ 3,517	
取締役賞与(注)	—	—	△ 306	—	△ 306	—	—	—	—	△ 306	
当期純利益	—	—	9,534	—	9,534	—	—	—	—	9,534	
株主資本以外の 項目の連結 会計年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	188	△ 0	188	43	231	
連結会計年度中 の 変 動 額 合 計	—	—	5,711	—	5,711	188	△ 0	188	43	5,943	
平成19年3月31日 高	8,800	15,154	23,310	△ 0	47,264	223	△ 0	222	74	47,562	

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定のほか「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）および「証券業經理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|--|
| ・連結子会社の数 | 4社 |
| ・連結子会社の名称 | マネックス証券株式会社
マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社
マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社
株式会社マネックス・ユニバーシティ |

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社（マネックス・キャピタル・パートナーズ I 株式会社）は、小規模であり、総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結貸借対照表および連結損益計算書に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の状況

- | | |
|----------------|---|
| ・持分法適用の関連会社数 | 4社 |
| ・持分法適用の関連会社の名称 | WR Hambrecht & Co Japan株式会社
トレード・サイエンス株式会社
ネットライフ企画株式会社
有限会社トライアングルパートナーズ
(匿名組合トライアングルパートナーズ) |

トレード・サイエンス株式会社およびネットライフ企画株式会社は、設立により当連結会計年度より持分法適用の関連会社となりました。

(2) 持分法非適用の非連結子会社の状況

マネックス・キャピタル・パートナーズ I 株式会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
- ① トレーディングに属する有価証券等の評価基準および評価方法
時価法によっております。
- ② トレーディングに属さない有価証券の評価基準および評価方法
その他有価証券
(イ) 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
(ロ) 時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ③ デリバティブ
時価法によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産
定率法によっております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産
営業権については、5年間にわたり均等償却しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
- ③ 投資その他の資産
長期前払費用については均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を

計上しております。

ただし一部の賞与については当連結会計年度末においては金額が確定しているため、流動負債の「その他」に含めております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ ポイントサービス引当金

将来の「ポイントサービス」の利用による支出に備えるため、利用実績率に基づき、当連結会計年度末以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

⑤ 証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条の規定に基づき「証券会社に関する内閣府令」第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

⑥ 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき同施行規則に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

外貨建その他有価証券について、時価ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建その他有価証券

③ ヘッジ方針

為替相場の変動リスクを回避する目的で外貨建その他有価証券についてヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更〕

会計処理の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ189百万円減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は47,487百万円であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 56百万円
2. 担保に供している資産
顧客より委託保証金の代用として受け入れた有価証券 35,745百万円
3. 差し入れた有価証券（2.に属するものを除く）の時価額は次のとおりであります。

信用取引貸証券	15,687百万円
信用取引借入金の本担保証券	54,668百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	53,415百万円
その他担保等として差し入れた有価証券	2,330百万円
4. 差し入れを受けた有価証券の時価額は次のとおりであります。

信用取引貸付金の本担保証券	154,200百万円
信用取引借証券	1,448百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	114,593百万円
受入保証金代用有価証券	181,095百万円
5. 特別法上の準備金
 - (1) 証券取引責任準備金は証券取引法第51条に基づき計上しております。
 - (2) 商品取引責任準備金は商品取引所法第221条に基づき計上しております。

6. 貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,500百万円
貸出実行残高	－百万円
差引額	2,500百万円

7. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約および貸出コミットメント契約などを締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越契約および貸出コミットメントなどの総額	113,500百万円
借入実行残高	29,750百万円
差引額	83,750百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	2,344,687	－	－	2,344,687

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,517百万円	1,500円	平成18年3月31日	平成18年6月26日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月23日 定時株主総会	普通株式	6,799百万円	利益剰余金	2,900円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(百万円)

繰延税金資産（流動）	
ポイントサービス引当金	287
未払事業税	254
賞与引当金	42
その他	63
小計	647
評価性引当額	△ 11
計	635
繰延税金資産（固定）	
証券取引責任準備金	887
商品取引責任準備金	11
貸倒引当金	35
その他	25
小計	959
評価性引当額	△ 934
計	25
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△ 152
計	△ 152
繰延税金負債（固定）の純額	△ 127
繰延税金資産合計	507

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
器具備品	647	134	512
ソフトウェア	340	68	272
合計	987	203	784

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	131百万円
1年超	661百万円
合計	793百万円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	173百万円
減価償却費相当額	158百万円
支払利息相当額	14百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 20,253円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 4,066円46銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,630	流動負債	364
現金及び預金	6,140	未払法人税等	43
未収収益	163	未払消費税等	14
未収入金	2,274	預り金	10
繰延税金資産	28	前受収益	14
その他	22	賞与引当金	35
固定資産	30,102	役員賞与引当金	180
有形固定資産	0	為替予約	23
器具備品	0	その他	43
無形固定資産	47	固定負債	189
ソフトウェア	47	長期預り保証金	79
投資その他の資産	30,054	繰延税金負債	110
投資有価証券	1,896	負債合計	553
関係会社株式	27,428	(純資産の部)	
その他の関係会社有価証券	637	株主資本	38,014
その他	92	資本金	8,800
資産合計	38,732	資本剰余金	17,828
		資本準備金	17,828
		利益剰余金	11,386
		その他利益剰余金	11,386
		繰越利益剰余金	11,386
		自己株式	△ 0
		評価・換算差額等	164
		その他有価証券評価差額金	164
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		純資産合計	38,178
		負債純資産合計	38,732

損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		12,584
業 務 受 託 収 入	1,090	
不 動 産 賃 貸 料 収 入	173	
関 係 会 社 配 当 金	11,320	
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	0	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,284
営 業 利 益		11,299
営 業 外 収 益		146
営 業 外 費 用		86
経 常 利 益		11,359
特 別 利 益		7
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7	
税 引 前 当 期 純 利 益		11,367
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	88	
法 人 税 等 調 整 額	6	94
当 期 純 利 益		11,273

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等			純資産計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	繰越利益 剰余金						
平成18年3月31日 高	8,800	17,828	3,782	△ 0	30,410	3	—	3	30,414
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注)	—	—	△ 3,517	—	△ 3,517	—	—	—	△ 3,517
取締役賞与(注)	—	—	△ 153	—	△ 153	—	—	—	△ 153
当期純利益	—	—	11,273	—	11,273	—	—	—	11,273
株主資本以外の 項目の事業 年度中の変動 額(純額)	—	—	—	—	—	161	△ 0	161	161
事業年度中の 変動額合計	—	—	7,603	—	7,603	161	△ 0	161	7,764
平成19年3月31日 高	8,800	17,828	11,386	△ 0	38,014	164	△ 0	164	38,178

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

(i) 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(ii) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

ただし一部の賞与については当事業年度末においては金額が確定しているため、流動負債の「その他」に含めております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

外貨建その他有価証券について、時価ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建その他有価証券

(3) ヘッジ方針

為替相場の変動リスクを回避する目的で外貨建その他有価証券についてヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ180百万円減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は38,178百万円であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務は以下のとおりであります。

短期金銭債権	162百万円
短期金銭債務	14百万円
長期金銭債務	79百万円
3. 貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	2,500百万円
貸出実行残高	－百万円
差引額	2,500百万円
4. 運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	500百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	500百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高は以下のとおりであります。

営業取引による取引高	
営業収益	12,584百万円
販売費及び一般管理費	3百万円
営業取引以外の取引高	62百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類および株式数に関する事項

当社が保有する自己株式の数は、普通株式1株であります。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(百万円)
繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	14
未払事業税	10
その他	3
計	28
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	2
計	2
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△ 112
計	△ 112
繰延税金負債（固定）の純額	△ 110
繰延税金負債合計	△ 81

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
（調整）	
永久差異の影響等	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 40.5
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8

〔関連当事者との取引に関する注記〕

重要な取引はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	16,282円95銭
2. 1株当たり当期純利益金額	4,807円94銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

投資有価証券の取得について

平成19年4月24日開催の取締役会において、投資有価証券の取得を決定し、平成19年4月26日に実行いたしました。概要は以下のとおりであります。

取得株式 : イーバンク銀行株式会社株式

取得株式数 : 32,500株

譲受けた価額 : 5,850百万円

なお、当社の連結子会社であるマネックス証券株式会社とイーバンク銀行株式会社との間で業務提携契約を締結いたしました。

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 宮 裕 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 宮 裕 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 貞 廣 篤 典 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あざさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月16日

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 田名網 尚 ㊟

監査役 森山 武彦 ㊟

監査役 佐々木 雅一 ㊟

社外監査役 小澤 徹夫 ㊟

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月16日

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 田名網 尚 ㊟

監査役 森山 武彦 ㊟

監査役 佐々木 雅一 ㊟

社外監査役 小澤 徹夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、高い配当性向を維持する基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき2,900円

配当総額 6,799,589,690円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役松本 大、工藤恭子、中村友茂、河相 董および橋谷義典の5氏は任期満了となります。また、期中に退任した取締役1名の補充を含め、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(*は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	まつもと おおき 松本 大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年3月 東京大学法学部卒業 昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同 東京支店 常務取締役 平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ, L.P. ゼネラルパートナー 平成10年11月 同 リミテッド・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス(旧マネックス証券株式会社)代表取締役 平成16年8月 当社代表取締役社長(現任) 平成16年8月 日興ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)取締役 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)代表取締役社長(現任) 平成17年11月 マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社代表取締役 平成18年12月 同 取締役(現任) 平成18年12月 WR Hambrecht & Co Japan株式会社代表取締役社長(現任)	260,480株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
2	く どう きょう こ 工藤 恭子 (昭和39年6月22日生)	昭和62年3月 東京大学法学部卒業 昭和62年4月 シティバンク、エヌ・エイ入社 平成5年10月 クーパーズ・アンド・ライブラ ンド・インターナショナル入社 平成9年6月 ゴールドマン・サックス証券会 社入社 平成11年4月 株式会社マネックス(旧マネッ クス証券株式会社) 取締役 平成11年6月 同 取締役退任 平成12年5月 同 取締役 平成16年8月 当社代表取締役副社長(現任) 平成16年8月 日興ビーンズ証券株式会社(現 マネックス証券株式会社) 取締 役(現任)	34,558株
3	なか むら とも しげ 中村 友茂 (昭和36年3月3日生)	昭和59年3月 北海道大学法学部卒業 昭和59年4月 日興証券株式会社入社 平成9年8月 同 アジア・オセアニア管理部 長 平成10年12月 同 ホールセール業務部長 平成13年3月 同 営業企画部長 平成16年3月 日興コーディアル証券株式会社 柏支店長 平成17年2月 日興ビーンズ証券株式会社(現 マネックス証券株式会社) 取締 役社長 平成17年5月 マネックス・ビーンズ証券株式 会社(現マネックス証券株式会 社) 取締役(現任) 平成17年6月 当社代表取締役常務(現任) 平成18年4月 トレード・サイエンス株式会 社 取締役(現任)	50株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
4	* た な あみ ひさし 田名網 尚 (昭和29年9月11日生)	昭和53年3月 慶応義塾大学法学部卒業 昭和53年4月 千代田生命保険相互会社(現エイアイジー・スター生命保険株式会社)入社 平成13年2月 松井証券株式会社入社 平成14年6月 同 取締役 平成16年2月 同 常務取締役 平成17年6月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社) 監査役(現任) 平成17年6月 当社常勤監査役(現任) 平成17年11月 株式会社マネックス・ユニバーシティ 監査役(現任)	8株
5	* さ さ き まさ かず 佐々木 雅一 (昭和38年9月26日生)	昭和63年3月 横浜国立大学経営学研究科修士課程修了 平成元年10月 監査法人朝日新和会計社(現あずさ監査法人) 入所 平成9年8月 佐々木公認会計士事務所開業 平成11年4月 株式会社マネックス(旧マネックス証券株式会社) 監査役 平成15年6月 同 取締役 平成16年8月 当社取締役 平成17年6月 同 監査役(現任)	640株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
6	* 谷 家 衛 (昭和37年12月30日生)	昭和62年3月 東京大学法学部卒業 昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成11年5月 チューダー・インベストメント・コーポレーション入社 平成11年10月 チューダー キャピタル ジャパン リミテッド シニア・インベストメント・マネージャー 平成14年7月 あすかアセットマネジメントリミテッド チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (現任) 平成15年10月 フードエックス・グローブ株式会社取締役 (現任) 平成16年2月 エーシーパートナーズ株式会社代表取締役 (現任) 平成16年10月 マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社取締役 平成16年11月 株式会社ロハスインターナショナル取締役 (現任) 平成17年4月 マネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社取締役退任 平成17年10月 三井物産あすかインベストメンツ株式会社取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 取締役候補者谷家 衛氏は、あすかアセットマネジメントリミテッドのチーフ・エグゼクティブ・オフィサーであり、当社は同社と共同出資でマネックス・オルタナティブ・インベストメンツ株式会社を設立する等の関係がありません。
2. その他の各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者谷家 衛氏は、社外取締役候補者であります。
- 同氏は、資産運用業務・投資銀行業務における豊富な経験と実績、および経営者としての実績を有しており、その高い知見を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。
- なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を金10百万円または法令に定める最低限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役田名網尚および佐々木雅一の両氏は辞任いたします。その補充のため、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

(*は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	* かわい ただす 河相 董 (昭和16年5月7日生)	昭和39年3月 慶応義塾大学経済学部卒業 昭和39年4月 ソニー株式会社入社 平成7年3月 ソニーオプカナダリミテッド社長 平成8年3月 ソニーコーポレーションオブアメリカ副社長 平成9年6月 ソニー株式会社執行役員常務 平成14年6月 同 常勤監査役 平成15年6月 同 業務執行役員上席常務 平成16年8月 当社常勤監査役 平成17年6月 同 取締役(現任) 平成17年6月 マネックス・ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)取締役(現任) 平成17年11月 マネックス・ビジネス・インキュベーション株式会社取締役(現任) 平成18年1月 IMG C 株式会社監査役(現任)	32株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
2	* 玉木武至 (昭和16年5月29日生)	昭和39年3月 東京大学経済学部卒業 昭和39年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱東京U F J銀行) 入行 平成5年6月 同 取締役 平成8年1月 同 常務取締役 平成9年6月 東銀リース株式会社専務取締役 平成13年6月 同 取締役副社長 平成15年6月 同 常勤監査役 平成15年6月 綜通株式会社監査役(現任) 平成18年6月 東銀リース株式会社顧問(現任)	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者玉木武至氏は、社外監査役候補者であります。
- 同氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。
- なお、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を金10百万円または法令に定める最低限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

監査役が法定の員数を欠くこととなった場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
伊東健治 (昭和16年10月16日生)	昭和39年3月 東京大学法学部卒業 昭和39年4月 昭和電工株式会社入社 昭和49年1月 アーサーヤング会計事務所(東京事務所)入所 昭和57年10月 同 パートナー 昭和60年8月 監査法人朝日新和会計社(現あずさ監査法人)入所 平成元年7月 同 代表社員 平成18年3月 あずさ監査法人退任 平成18年6月 J S R株式会社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 補欠の監査役候補者伊東健治氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査役候補者伊東健治氏は、社外監査役の要件を満たしております。同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する知見を当社の監査に反映していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。
- また、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として企業会計に精通し、コーポレートガバナンスに関して十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- なお、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を金10百万円または法令に定める最低限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成19年6月22日（金）の17時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株皆様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、ポケット通信用料・その他携帯電話利用による料金が必要になります。これらの料金も株皆様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンにより議決権行使サイトでお手続きください。（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

日本青年館大ホール

(代) ☎03 (3475) 2455



- 交通
- 東京メトロ銀座線「外苑前駅」下車
神宮球場方面 3番出口より徒歩約8分
 - 都営地下鉄大江戸線「国立競技場駅」下車
国立競技場方面A2出口より徒歩約8分
 - JR中央線・総武線「信濃町駅」「千駄ヶ谷駅」下車 各徒歩約10分

<お願い>お車でのご来場はご遠慮ください